

第三条第一項中、「海運支局（以下、「所轄海運支局」という。）があるときは、その長を經由しなければならぬ」とを、「運輸支局又は海事事務所（以下、「所轄運輸支局」という。）の長を經由することができる」とに、同条第二項中、「において、所轄海運支局があるときは、その長を經由しなければならぬ」とを、「において、所轄運輸支局の長を經由することができる」とに改め、同条第三号中、「海運支局」を「運輸支局」に改める。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正）
第四十八条 船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和五十五年運輸省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中、「海運監理部長並びに地方運輸局等海運支局組織規程（昭和二十六年運輸省令第五十号）別表第二に定める地方運輸局又は海運監理部の海運支局の長及び沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）第十条の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）第二百一十一条第一項の海事に関する事務を分掌するものの長を含む。」を、「運輸監理部長並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）を、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百一十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長を含む。」に改める。

（船舶のトン数の測定に関する法律施行規則の一部改正）
第四十九条 船舶のトン数の測定に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局等」を「運輸支局等」に、「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第三に定める海運支局」を「運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）を、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に改める。

第一号様式から第八号様式までの様式中

「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
「海運支局」を「運輸支局」に改める。
「海運支局の長」を「運輸支局の長」に改める。
「海運支局の長及び内閣府設置法」を「運輸支局の長及び内閣府設置法」に改める。
「海運支局の長及び内閣府設置法」を「運輸支局の長及び内閣府設置法」に改める。

（船員となる者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の一部改正）
第五十条 船員となる者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
第六条第一項中、「海運監理部」を「運輸監理部」に、「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第五に掲げる海運支局」を「運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）茨城運輸支局、千葉運輸支局及び佐賀運輸支局を除く。）を、同令別表第五第四号に掲げる海事事務所」に改める。

（海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令の一部改正）
第五十一条 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項第三号中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第三に定める海運支局」を「運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に改める。
（海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則の一部改正）
第五十二条 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第三に定める海運支局」を「運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に改める。
第四十六条中、「海運支局等」を「運輸支局等」に改める。
第六号様式、第九号様式、第十一号様式から第十二号の二様式までの様式及び第十八号様式中

「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
「海運支局」を「運輸支局」に改める。
「海運支局の長」を「運輸支局の長」に改める。
「海運支局の長及び内閣府設置法」を「運輸支局の長及び内閣府設置法」に改める。
「海運支局の長及び内閣府設置法」を「運輸支局の長及び内閣府設置法」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）
第五十三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
第九号様式中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
（海洋汚染防止設備型式承認規則の一部改正）
第五十四条 海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第三に定める海運支局」を「運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に改める。
第二十七条中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「地方運輸局組織規則別表第三に定める海運支局」を「運輸支局（地方運輸局組織規則別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に改める。

第七号様式中

「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
「海運支局」を「運輸支局」に改める。
「海運支局の長」を「運輸支局の長」に改める。
「海運支局の長及び内閣府設置法」を「運輸支局の長及び内閣府設置法」に改める。

（船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）
第五十五条 船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。
第三条及び第六条中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
別記様式中、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。